三十四　大月町条例第十八条第一項の規定による大月町長への提出を経た大月町条例第十七条の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面

三十五　福岡市条例第十八条第一項の規定による福岡市長への提出を経た福岡市条例第十七条の意見の概要を記載した書類又は福岡市条例第十八条第二項に規定する意見書が提出されなかった旨を記載した書面

六　法第五十三条第一項第六号に掲げる書類

一　北海道条例第二十三条第一項の規定により北海道知事が述べた意見を記載した書面

二　岩手県条例第二十一条第一項の規定により岩手県知事が述べた意見を記載した書面

三　宮城県条例第二十条第一項の規定により宮城県知事が述べた意見を記載した書面

四　宮城県条例第三十二条第一項の規定により宮城県知事が述べた意見を記載した書面

五　秋田県条例第十九条第一項の規定により秋田県知事が述べた意見を記載した書面

六　福島県条例第二十条第一項の規定により福島県知事が述べた意見を記載した書面

七　茨城県条例第十九条第一項の規定により茨城県知事が述べた意見を記載した書面

八　埼玉県条例第十六条の規定により埼玉県知事が述べた意見を記載した書面

九　神奈川県条例第二十条第一項の規定により作成された環境影響評価審査書であって、同条第四項の規定による事業者への送付を経たもの

十　富山県条例第十九条第一項の規定により富山県知事が述べた意見を記載した書面

十一　福井県条例第二十一条第一項の規定により福井県知事が述べた意見を記載した書面

十二　山梨県条例第二十三条第一項の規定により山梨県知事が述べた意見を記載した書面

十三　長野県条例第二十条第一項の規定により長野県知事が述べた意見を記載した書面

十四　岐阜県条例第二十一条第一項の規定により岐阜県知事が述べた意見を記載した書面

十五　静岡県条例第二十三条第一項の規定により静岡県知事が述べた意見を記載した書面

十六　三重県条例第二十条第一項の規定により三重県知事が述べた意見を記載した書面

十七　滋賀県条例第十八条第一項の規定により滋賀県知事が述べた意見を記載した書面

十八　兵庫県条例第二十条第一項の規定により作成された第二次審査意見書であって、同条第三項の規定による事業者への送付を経たもの

十九　岡山県条例第十八条第一項の規定により岡山県知事が述べた意見を記載した書面

二十　広島県条例第十九条第一項の規定により広島県知事が述べた意見を記載した書面

二十一　香川県条例第二十条第一項の規定により香川県知事が述べた意見を記載した書面

二十二　長崎県条例第二十一条第一項の規定により長崎県知事が述べた意見を記載した書面

二十三　大分県条例第二十条第一項の規定により大分県知事が述べた意見を記載した書面

二十四　大分県条例第二十五条第二項において準用する第二十条第一項の規定により大分県知事が述べた意見を記載した書面

二十五　鹿児島県条例第二十一条第一項の規定により鹿児島県知事が述べた意見を記載した書面

二十六　仙台市条例第十八条第一項の規定により仙台市長が述べた意見を記載した書面

二十七　さいたま市条例第十九条第一項の規定によりさいたま市長が述べた意見を記載した書面

二十八　川崎市条例第二十四条第一項の規定により作成された条例環境影響評価審査書であって、川崎市条例第二十五条第一項の規定による指定開発行為者への送付を経たもの

二十九　新潟市条例第二十二条第一項の規定により新潟市長が述べた意見を記載した書面

三十　名古屋市条例第二十二条第一項の規定により作成された環境影響評価審査書であって、事業者への送付を経たもの

三十一　京都市条例第二十三条第一項の規定により京都市長が述べた意見を記載した書面

三十二　高槻市条例第二十三条第一項の規定により作成された市長意見書であって、同条第二項の規定による事業者への送付を経たもの

三十三　枚方市条例第十九条第一項の規定により作成された環境影響評価審査書であって、同条第四項の規定による事業者への送付を経たもの

三十四　神戸市条例第二十一条第一項の規定により作成された評価意見書であって、同条第四項において準用される第十二条第四項の規定による事業者への送付を経たもの

三十五　広島市条例第十八条第一項の規定により広島市長が述べた意見を記載した書面

三十六　大月町条例第十九条の規定により作成された大月町長が述べた意見を記載した書類であって、事業者への送付を経たもの

三十七　福岡市条例第十九条第一項の規定により作成された福岡市長が述べた意見を記載した書類であって、事業者への送付を経たもの

七　法第五十三条第一項第七号に掲げる書類

一　北海道条例第二十五条第二項の規定により作成された環境影響評価書であって、北海道条例第二十六条の規定による北海道知事及び関係市町村長への送付を経たもの

二　岩手県条例第二十二条第二項の規定により作成された環境影響評価書であって、同条第三項の規定による岩手県知事及び関係市町村長への送付を経たもの

三　宮城県条例第二十一条の規定により作成された環境影響評価書であって、宮城県条例第二十二条の規定による宮城県知事及び関係市町村長への送付を経たもの

四　宮城県条例第三十三条の規定により作成された環境影響評価書であって、宮城県条例第三十四条の規定による宮城県知事及び関係市町村長への送付を経たもの

五　秋田県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であって、秋田県条例第二十二条の規定による秋田県知事及び関係市町村長への送付を経たもの

六　福島県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であって、福島県条例第二十二条の規定による福島県知事への送付を経たもの

七　茨城県条例第二十条第二項の規定により作成された環境影響評価書であって、茨城県条例第二十一条の規定による茨城県知事及び関係市町村長への送付を経たもの